平成２４年（フ）第５６７号
大阪府泉南郡熊取町新野田２丁目１番24号、開始決定時の住所大阪府泉南郡田尻町吉見416番地７レオパレスショコラⅡ104
破産者　増田　真一
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１００７号
神戸市長田区久保町６丁目１番20―402号、従前の住所神戸市垂水区桃山台６丁目８番地の４
破産者　宮﨑　晴治
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６２６号
兵庫県加古川市加古川町木村136番地の15
破産者　中川　修郎
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３６号
兵庫県豊岡市中央町８番18号
破産者　小國　重信
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
兵庫県豊岡市元町８番１号
破産者　野竿　英明
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第２５４８号
札幌市厚別区もみじ台東２丁目10番３号
破産者　伊原　　章
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
北海道亀田郡七飯町桜町２丁目８番27号
破産者　伊藤　　豊
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３１号
新潟県新発田市弓越1315番地126
破産者　高村　朋子
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第９７号
広島市西区庚午北２丁目６番５―203号
破産者　小倉　利勝
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３１４号
熊本市北区高平２丁目10番７号、前住所熊本市中央区帯山２丁目14番11―306号　コアマンション
破産者　太田　敬三
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
大分市府内町１丁目５番44号　毛利ビル802、開始決定時の住所大分市舞鶴町２丁目２番２―703号　サーパス舞鶴公園
破産者　藍澤　政吉
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２１号
大分市大字片島2832番地
破産者　金子　　學
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
大分市明野西１丁目30番２―55号
破産者　岩本真理子
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第３４号
千葉県八街市八街ほ287番地
破産者　土屋　昌平
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５２３号
千葉市中央区大森町139番地の13
破産者　松村　孝文
1　決定年月日　平成25年９月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５３５号
埼玉県蕨市中央７丁目29番９号　タキザワハイツ201号
破産者　堀江　紘美
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８６号
埼玉県川口市大字安行北谷528番地の１　エヴァーグリーンレジデンスⅡ　303号
破産者　砂川　路子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６０号
埼玉県和光市下新倉２丁目９番20―308号、旧住所埼玉県新座市野火止４丁目１番15―303号
破産者　陰山　正子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９５号
埼玉県加須市花崎北４丁目６番地２　アーバンはなさき203号室、旧住所さいたま市中央区上落合８丁目１番13号　ラベンダーハイツ206
破産者　浦門　絹江
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係